



個情第2230号
令和6年9月27日

狛江市長 松原 俊雄 殿

個人情報保護委員会
委員長 藤原 静雄

検査等結果の通知について（指導）

貴市の保有個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第156条の規定に基づき特定の項目に限定して実施した特定項目調査及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第35条第1項の規定に基づき特定の項目に限定して実施した特定項目検査（以下「特定項目検査等」という。）の結果について、個人情報保護法第157条及び番号法第33条に基づき、別添「特定項目検査等結果通知書」のとおり指導する。

別添「特定項目検査等結果通知書」において指導した事項の改善状況（検討途中である場合にはその状況）については、個人情報保護法第156条及び番号法第35条第1項に基づき、令和6年10月30日までに関係資料を添えて報告するよう求める。

(別添)

特定項目検査等結果通知書（指導）

第1 総論

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、個人情報保護法第156条及び番号法第35条第1項の規定に基づき特定項目検査等を実施した。

本特定項目検査等は、貴市の保有個人情報及び特定個人情報等に関する管理体制並びに情報システムに関する安全管理措置の実施状況を対象とし、特定の項目に限定して実施した。

本特定項目検査等において確認した改善すべき事項は、次のとおりであり、当委員会の指導根拠については、各事項の文末に括弧書きで記載したとおりである。

なお、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を「事務対応ガイド」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）を「番号法ガイドライン」と表記している。

第2 改善すべき事項（個人情報保護法）

1 監査・点検

監査項目が、文書の管理状況に係わるものに限られており、不十分であった（事務対応ガイド4-8-12(1)）。

2 ログの分析

ログの分析等が行われていなかった（事務対応ガイド4-8-6(3)）。

第3 改善すべき事項（番号法）

1 教育研修

サイバーセキュリティ研修について、一部の職員が受講していなかった（番号法ガイドライン²D b）。

2 監査

特定個人情報等の管理の状況に関する監査を実施していなかった（番号法ガイドライン²C e）。

3 ログの分析

ログの分析等が行われていなかった（番号法ガイドライン²C b）。

4 その他（特定個人情報保護評価書）

職員以外の者に係る支払調書等の法定調書作成事務及び寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務について、特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護評価書の作成及び公表をしていなかった（番号法第28条第1項）。

第4 改善について

上記第2及び第3の事項について、保有個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いの確保のために必要な安全管理措置を講ずる必要がある。

以 上